

福知山市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年2月27日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和4年度及び令和3年度補助金等

3 監査の実施期間

令和4年12月2日から令和5年1月12日まで

4 監査対象部等

産業政策部、農業委員会事務局

市民総務部、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

産業政策部 農政課（監査日 12月7日～8日）

1 契約について

指名競争入札による業務委託契約において、適正な事務手続きとなっていないものが見受けられた。再発防止に努められたい。

選挙管理委員会事務局（監査日 12月20日～21日）

1 財産管理について

郵便切手等の管理において、受払簿と保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。

市民総務部 市民課（監査日 1月5日）

1 財産管理について

郵便切手の管理において、受払簿と切手保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。

市民総務部 生活環境課（監査日 1月11日～12日）

1 歳入について

使用料等の収入事務において、調定から納付書発送までの一連の事務処理が適切に行われていないものが複数あった。収入事務の適正化に努められたい。